

## 新旧対照表

【税関発給コードの発給に係る事務処理要領について（平成 20 年 10 月 9 日財関第 1140 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>第 7 変更申請及び削除申請</p> <p>1 及び 2 (省 略)</p> <p><u>3 変更申請を受け付けない場合</u></p> <p><u>税関は、上記第 3 の発給対象に該当しない場合、上記 1 の申請を受</u></p> <p><u>け付けない。</u></p>	<p>第 7 変更申請及び削除申請</p> <p>1 及び 2 (同 左)</p>